

## 義肢等補装具費支給制度の検討課題（案）

### 1 片側上肢切断者に対する筋電電動義手の支給について

両上肢切断者に支給している筋電電動義手については、現在実施している「片側上肢切断者への研究用支給」の結果を踏まえ、支給対象者を片側上肢切断者へ拡大するかどうか検討する必要がある。

### 2 能動式義手に係る装着訓練費用の支給について

能動式義手は、一般的に装着訓練を経なければ有効に使用することができないため、症状固定（治ゆ）後に、初めて能動式義手の支給を受けた者については、自費で装着訓練をするか、訓練を経ずに使用することとなる。そのため、その者について、訓練費用を支給するかどうか検討する必要がある。

### 3 労災独自種目等の価格等について

障害者自立支援法の補装具費支給制度の「補装具」ではない8種目については、約8年以上改正されておらず、種目の型式、価格等が市場の実態に合っていないことから、実態に即した改正を検討する必要がある。

※8種目（点字器、人工喉頭、歩行補助つえ（一本つえ）、尿管器、ストマ用装具、床ずれ防止用敷ふとん、ギャッチベッド、介助用リフター）

### 4 基準外支給事例について

例えば、片麻痺のため、歩行補助つえ等を使用しても歩行できない者に対し、車いすの購入費用を支給するなど、真にやむを得ないものとして基準外支給（本省協議後）を行った事例があるため、基準化するかどうか検討する必要がある。

### 5 その他

- ・耐用年数について
- ・修理基準について
- ・購入又は修理する際の旅費の支給について
- ・その他